

令和3年9月7日

学生各位
教職員各位

副学長（教育・研究）
西川 祐司

定期試験後の授業方針について（令和3年度第9報）

現在の感染状況を鑑み、定期試験後の授業方針については、以下のとおり決定しましたのでよろしくお願いいたします。

病院実習

- 1 医学科第5学年、第6学年の臨床実習については、対面での実習を可能とします。学外実習についても現行どおり対面での実習を行います。
- 2 看護学科の臨地看護学実習については、第1～第3学年は前期試験前まではオンライン実習、後期からは対面での実習とします。第4学年は9月27日（月）以降から対面での実習を実施します。
- 3 毎日の健康チェックを継続して実施してください。
- 4 不織布マスクを使用してください。病院実習では、布マスク・ウレタンマスクの使用を禁止します。不織布マスクを着用できない場合は個別に相談してください。
（合理的に不織布マスクを着用できない証明をすることが必要です）
- 5 実習の際は、携帯用アルコールジェルを所持してください。
- 6 飲食時・飲水時・休憩時を含めて、他者と同じ場所で会話する全ての場面でマスクを外すことを禁止します。
- 7 学生あるいは病院職員に COVID-19 陽性者が出た場合、グループ単位あるいは学年単位で実習形態が変更されることがあります。

講義

- 1 前期定期試験終了後（看護学科第4学年は9月27日（月）以降）より分散登校による対面授業を行います。

病院実習以外の実習・演習

- 1 前期試験前まではオンライン授業（manaba, ZOOM等）とし、後期より対面での実習を可能とします。（看護学科第4学年は9月27日（月）以降）
なお、国家試験受験要件のため大学が認めた演習・実習科目は、現行どおり感染対策を充分行ったうえで実施します。

定期試験（前期）

- 1 試験の実施方法を変更する場合は、あらためてお知らせします。

その他

- 1 図書館・学生食堂の利用は可能です（自己検疫期間の学生を除く）。

- 2 医学科6年生，看護学科4年生への平日のチュートリアル教室，ゼミ室，土日祝日の臨床講義室の貸し出しについては，旭川市が緊急事態宣言の特定措置区域に指定されている期間は中止とします。貸し出し可能となった場合は，改めてお知らせします。